

耳よりあいち情報

令和6年 盛夏
(昭和99年・平成36年)
通巻181号

* パリ五輪 平和の祭典 *

～ 相続全般について、そして不動産・資産の保有・継承について

何でもお答えします。～



あいち事務所 (元あいき総合事務所&いちすぎ税理士事務所)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目5番28号

TEL(税務直通)

伊藤忠丸の内ビル2・3F

(052)231-7188(代)

ご質問は
お気軽に

✉ aichi@aichi-i.com

フリーダイヤル

https://aichi-i.com

0120-086-707

セミナーの意味・総括します



相続情報セミナーを30年余、開催してきました。まだまだ生で講師を務めるにあたり、私の思いを総括してみます。

「人は聞き逃し、都合よく勝手な解釈をして、さらに誤解し、そして…忘れてしまう『慶應大教授 認知科学者 今井むつみ氏』書の紹介から、家庭内の相互の話し合いを考えてみると、相続の事前対策は家庭問題です。事後処理も家族・親類間の永遠の別れを産んでしまうドラマです。そこには、勘違い、約束をしたかしなかったか。口約束、思い込み。貴方の「あたり前」は、他の身内の「あたり前」とは違うのです。話せばわかる…は、昭和の世までの幻想です。

生のセミナーとして、今後も年4回。喉がつぶれる迄、開催したいと思っています。

この耳より情報発送時には、あいち事務所のホームページも一新します。直樹疎外…絃一郎が主導して一新させましたが、むしろ、自分のだらだら長文が消失して、あいち事務所らしさが消えたのかなとも思っています。簡潔な事務所紹介HPをご覧になってその良し悪しにもご意見をいただければ幸いです。

耳よりあいち情報、ホームページ、相続(税)情報セミナーをずっと続けてきた一方で、日々、新聞には、老後資金を標的とした投資詐欺が掲載されています。

私の大切な友人の父が、先日亡くなりました。会社、重要な不動産の買換え時には感謝もいただいていたと認識していましたが、結果、お身内の資産継承、お1人様との養子縁組、自社株の早期移転に関しては、お父様に、途中から「伊藤直樹の意見は聞かん!怒」とシャットアウトされ、結果、公正証書遺言も〇〇信託銀行による作成。ヒャクウンジュウマン円をお支払いになられたようで、先日、内容を確認させていただきました。

信託銀行をメインに、全国の都銀、地銀、信金等は、一再に遺言作成を究極目標に、「相続事前対策は銀行へご依頼ください」目的なポスター、パンフを作っておられます。しかし、あまりに商業主義です。

信託銀行さんの遺言執行はどうなされるか?又、8月3日(それ以降も)のセミナー会場、口頭にてお伝えいたしましょう。

もう一度、投資詐欺へ。「NISA(少額投資非課税制度)、iDeCo(個人型確定拠出年金)よりおすすめ」、「購入費の20%が5年間配当金として確実に受け取れます。5年後には元本が必ず戻ってくる」。全て、金融商品取引法違反で逮捕されたコンサル会社の謳い文句です。

ファイナンシャルプランナー、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、宅地建物取引士…色々な土業の肩書きにも騙されないでください。彼らコンサルと一緒にとは言わせ

んが、ご自分で納得されないで、利殖、投資、株式、信託商品を購入することは、これだけ為替混乱、日銀の意思決定不能の今、絶対にやめるべきです。

——— この国で、元本が保証されるという言葉、ありえません ———

★ 相続情報セミナー ★

第156回 令和6年8月3日(土)

名駅ウインクあいち 2階大ホールにて開催!

開場・受付開始 13時 講演14時～16時

今回も、いつも通りの、名駅 ウインクあいち2階大ホールでの開催。午前中は完全予約制の個別相談会といたします。(10時半から始めます!)

令和の相続民法改正によって全く様相が変わってしまった遺産交渉をはじめ、最新相続情報をお伝えいたします。

感染症患者数も増減を繰り返しており、ご高齢の方の多い、不特定多数の方にお集まりいただくセミナー故、全員の方に検温・アルコール消毒及び、マスク着用にも引き続きご協力いただきます。マスクを着用いただけないお客様は、入場をお断りいたします。まだまだ慎重に、健康第一とまいります。

会場内では席もお詰めいただきご着席。お飲み物もOKですが、マスクをはずしての会話はお控えください。安心してご来場いただけるよう、スタッフ一同、まだまだ感染防止対策に心がけて対応いたします。当日、咳や発熱の症状がある方は入場をご遠慮いただく場合もございます。あらかじめご了承ください。

★★ ご自宅でもセミナー視聴が可能です ★★

昨年より、**相続情報セミナー**を生配信しています。

セミナー当日13時40分頃より、**YouTube**で『あいち事務所』で検索するか、右のQRコードをスマホカメラで読み込んで、生配信の視聴に進んで下さい。

尚、当日の**セミナー資料**は、事前に郵送(又はメール)にてお送りします。フリーダイヤル **0120-086-707** もしくは**あいち事務所ホームページ**よりお申込みください。関連冊子も同封しますので、**郵送がオススメ**。

※ 動画視聴には多く通信量を要します。通信環境を整えてご視聴ください。



- **個別相談につき、午前中は完全予約制とさせていただきます。**
当日の**相談時間確保のため、相談内容の記入用紙を事前にお送りします。**
時間指定はできませんが、**午後の個別のご予約もお受けします。**原則13時受付開始より、先着順となります。勿論、講演後のお申込みも可能ですが、**出来るだけ午前のご予約をおススメします。(但し、1組20分です。)**

★ 更に8月10日(土)あいち事務所に於いて、完全予約制 無料個別相談会(10時～15時・1組55分)を開催!

- **8/3日・10日 両日の個別相談をご希望の方は...**

0120-086-707 又は **052-222-1344**へ

- 今後のセミナー予定

第157回 令和6年11月16日(土) 中区役所ホール

第158回 令和7年1月18日(土) ウインクあいち大ホール

各セミナー後の土曜日に、あいち事務所にて個別相談会開催!詳細はお問合せを。



養子縁組についてお伝えしたい

昨今、ご高齢のおひとり様。又、お子さんのみえない資産家のご夫婦の相続資産の行方についてご相談をお受けするのですが、それ迄に、どうしたら良いのか、何もしなければどうなるのか、全くの白紙の方がほぼ99%ですね。

例えば「結婚歴のない80代お1人。親族の姪（めい）に、もしも私に介護が必要になったら面倒をみてほしいと頼んで…断られたんです」ってご相談+解決に向けて私は考えます。CBCラジオ テレホン相談…中日新聞の記事でも、よく拝見する話です。

たしかに甥姪に、この人を法的に扶養する義務はありません。

扶養とは＝自身の資産や能力だけでは自立した生活ができない家族や親族に対する援助のことです。介護はまさに扶養。

親子、兄弟姉妹…第1、第2法定相続人は、お互いに扶養する義務があるのですが、他の親族は知らぬ存ぜぬ。



扶養義務とは＝生活保持義務、生活扶助義務があり、扶養者と同じくらいの生活を、被扶養者（今回は依頼のお1人様）にも保障するのが生活保持義務です。

扶養義務者には、余力がなくても免除されることのない義務なんです。

一方、被扶養者に余力があれば、その余力の範囲内で扶養するのが生活扶助義務です。（吉本芸人が、収入があるのに親が生活保護を受けて…なんて話もありましたね。）

民法には、家庭裁判所の判断によって、おじ・おばと、甥・姪の関係のような3親等でも、扶養義務を負う場合、ありとしています。それは、裁判上で特別な事情（経済的対価をうけていたり、半同居？）がない限り、可能性はないのです。

結果、断られます。では、どうしたら良いのでしょうか？

遺産を残したいような近い親族がいたら、早々に養子縁組で法的に実子にしましょう。相続権という上からの利益と、扶養という下からの義務が発生します。

＝（その上で遺言書作成は必須です）＝

マスコミ、世の流れとしては、「き〇〇の会」とか見守りサービス、身元保証サービスNPO法人（?）、財産管理等委託契約、死後委任契約～又は任意後見契約（成年後見制度）などの利用がオススメのようですが、まずは身内の甥姪との接点「アメをあげるから、私を世話して看取ってはくれないかな?!」ってアプローチされてはいかがでしょう。

あいち事務所は、養子縁組による法定相続人・扶養義務者の誕生を全面的に支援しています。笑われますが、養子縁組の証人欄の署名は、99%、直樹と絃一郎が、必ず自署・実印押捺して届け出てもらっています。そして無償と心得ています。

証人署名は、親族等間の気持ちの立会人ですから、お金をいただくものではない、と、30年前からそうしています。

相続税支払該当者は、この7年間で確実に増えました。

＝**4.4%が9.6%へ（全国の相続税負担者）**＝

7年前、平成27年1月から相続税の基礎控除（5000万円→3000万円、1人当たり1000万円→600万円）減と税率改定で、重課となった事はどなたもご存知のこと。

数字を追いかけてみました。

平成27年1年間に亡くなった日本人 127万人の内
相続税を支払うことになった被相続人は 5万6000人(4.4%)
それが、平成4年1年間に亡くなった日本人 156万9050人
(令和3年 143万9856人)



そして、相続税を支払うことになった被相続人は 15万0858人(9.6%)

全国には、令和5年11月現在、税理士登録者は8万1119人。相続税申告を担当するとして、税理士は年1.86件の申告に関与する可能性がある訳です。

つまり、50件・100件担当するあいち事務所等もいれば、10年間に1度も相続税申告に関与されない税理士さんがいる。あたり前のことです。

名古屋国税局管内では（愛知、岐阜、三重、静岡）、令和4年
相続税課税対象被相続人 2万1670人（12.2%）

勿論、あいち事務所がオールマイティー。どこよりも優秀！とは申しません。他にも、相続を丁寧に、上手に対応される弁護士、司法書士、税理士さんは、沢山おみえです。私、あいち事務所代表伊藤直樹が申し上げたいのは、事前に、どこまで出来るのか、したか。事後にどう関係者にお話しする役者が必要かということです。

私共ならでは…こんがらがった紐解き、させていただいてきました。だから、させていただく自信がある。そう申し上げるだけの経験があるのです。

●日本経済新聞6月2日朝刊より

相続登記の義務化によって、想定しなかった申し立て増加。

『215歳の「失踪宣告」必要?』という記事に注目しました。

国内最高齢（116歳）を超え、生存の可能性が極めて低い行方不明者の「失踪宣告」の申し立てが相次いでいます。日本経済新聞の調べでは2023年までの5年間で少なくとも376件に上りました。江戸時代生まれも14件含まれており、中には1805年（文化2年）生まれ、生きていれば届出時点で215歳への申し立ても。

失踪宣告は、家族ら利害関係者の申し立てにより、家庭裁判所の審判で法的に死亡したものとみなす制度。申立人は申立書や不明者の戸籍謄本、失踪を証明する資料などを用意し、家裁に提出します。収入印紙や官報公告料のほか、司法書士や弁護士に依頼すれば報酬の支払いも必要になります。

日経は官報情報検索サービスで失踪宣告の申立件数を調べ、国内最高齢を超える不明者の申し立ては23年までの5年間で376件。24年も5月末時点で23件ありました。

今年4月に相続登記の申請が義務化され、こうした申し立てが増える可能性があります。申請には相続人全員による遺産分割協議が必要で、相続人行方不明者がいる場合は失踪宣告を受けるか、不在者財産管理人の選任が求められます。

不在者財産管理人に弁護士などが選任されると数十万円の報酬が必要となるため、家族が失踪宣告を申し立てる事例が増える可能性があります。

人の死は慎重に扱われるべきですが、存命の見込みが乏しい行方不明者を一律に扱う運用は家族にとって重荷です。が、法務省民事局参事官室は「制度の見直しは検討していない」としています。

市区町村が100歳以上の行方不明者職権で除籍する「高齢者消除」という制度もありますが、住民票や戸籍付票の整理などが目的で、死亡とする法的効果はなく相続には失踪宣告が必要です。

●朝日新聞 5月31日朝刊より

戸籍証明書の**広域交付制度**、3月1日から開始して不具合。

5月31日にはほぼ復旧し、不具合は解消？と法務省は発表しましたが…。

発行依頼市区町村窓口 → 本来の本籍地への確認作業が必要となり、更に法務省の
副本データとの照合も必須。7月8日朝からも、再びダウン・・・

戸籍情報連携システムの障害

～ 発行は当日ではなく、5営業日以降（東京都大田区）

可能な限り午後4時までのご来庁を（東京都品川区）

果たして、この国のデジタル化は、安全に、且つ、有益となるものなのでしょうか？

相続時精算課税制度について、再確認

平成15年スタートの精算課税・贈与非課税は、既に令和6年（＝平成36年）で21年目です。2024年1月から「基礎控除、年110万円までの贈与をしても、精算課税制度をこれまでに、そして、これから利用した人に限り非課税？！その申告も不要という改正がされた訳ですが、そもそもこの20年間に、この受贈をいただかれた方達に認識が薄いという事を実感します。

東京国税局では、独自に昨年からは、過去の贈与税申告資料をもとに（資産家らしき方々へ、相続発生後に、若しかして貴方は相続税を支払うことになるかも…との相続税の申告案内を送る制度が、元々あるのですが）

相続発生を税務署で認識した上で、この制度を受けた受贈者に「かつて精算課税制度を利用されていますよ」的なお知らせを送付する取り組みを試行しています。

相続時精算課税を適用して、お金を、不動産を、過去にもらった事を忘れていた受贈者があまりに多く、且つ、相続税申告時に加算漏れとなり追徴を受ける事例も多数あるからだそうですね。

しかし、相続税の申告案内の対象から漏れていたり、相続時精算課税を適用した受贈者（相続人等）が東京管内外に居住している場合は、送付対象から除かれています。

証拠をのこし、信頼できる税理士事務所、家族内での再確認。必要ですね。

遺言の効能を再確認

遺産を相続人予定者にどのように譲るかは、書く貴方の自由です。

夫が書いて、妻は書かない…のは片手落ち、必ずお2人ともお書きください。書けない事情がある場合もありますよね。どちらかが意思能力、表示する事が難しくなっている。成年後見制度を利用されているケースも考えられます。その場合、どうしても渡したくない。子供達のどちらか、又は誰かを有利にする内容にすることも自由なのです。

某弁護士さんが「自分に都合の良い内容の遺言を残させる」がめつい相続人がいるとトラブルに…と、SNSで書き込まれていましたが、被相続人となられるおじいちゃん、おばあちゃんの介護を一生懸命された方、お世話をされた相続人予定者と同席で打ち合わせされたってよろしいんじゃないでしょうか。



この書き込みには、相続人同士のトラブルとして

1. 介護をしていた相続人の寄与分を認めない人がでてくる。
『あたり前と相続人さんは言われます。遺留分を乗り越えて、法定相続分に出来るだけ近い財産をもらえるよう、なんとかならないものか！』
2. 相続人ではない人が口を出す。
『ついてまわり。相続人の配偶者、その父母も後ろから打ち込んでこられます』
3. 自分が受けた生前贈与を認めない、生前出金行為を認めない。
『相続時精算課税制度で生前に受けていた特別受益を、遺留分として認めることなく、遺言書に対して猛然と対決してくる方々がおみえです』



直に相続人間、家族間で話し合うことなく、弁護士に自分の相続権の主張を委任し、任せる・・・いや、これは上述の某弁護士さんの事ではありません。これは、某弁護士さんではなく、伊藤直樹からのトラブル原因者様へ、おやめになられては、という助言です。

この令和、平成の通算36年間。日本人は昭和のバランス感、家族のキズナ、から、アメリカ型個人主義、自分の権利主張を最優先するようになりました。そして愛知県弁護士会だけでも2140人、全国に登録・活動をされておみえの45826人

（2024.4.1 現在）の弁護士さんが依頼者の権利を守る為、一般家庭の相続問題に、正しい法律に基づく正義の味方として、誰か1人の"言いたい放題"をサポート、いやリードされます。これに対抗したいと思われるのなら、遺言公正証書の作成ですよ。

盾（たて）と矛（ほこ）として、堂々と戦う為にも、遺言は必需品なのです。

相続について、上述の1～3で登場してもらいました"介護寄与分、ついてまわり、生前贈与特別受益"の3要素は、スパッ！と真っ白になることは有り得ないのは当然なんです。だから、遺言で貴方の後継相続人予定者に偏った内容を残されればよろしいのです。それがあつかないかで、天と地です。遺言の内容を打ち合わせするには時間もかかります。

複雑な不動産を多めにお持ちの方々は、相続税の支払原資や、どの収益不動産なら管理下手なこの子でも大丈夫だろう…とか。相続後に売って換価し、その後の生計のアテにしないとやっていけないであろう子に、どの物件を相続させたら良いのか。色々、公証役場にたどり着く迄、時間もかかります。故に、貴方がお元気な内に、ボケない内に、始めていただきたいのです。

例えば「此の駐車場は相続税等の支払いに充てるため長男Aが売って、弟B、妹Cと経費控除後、均等になるよう3分の1ずつ相続させる」という清算型遺贈のような遺言条項に出会います。私共とは別の某事務所作成で、答えはアウトだと断じます。

このままではAは売る窓口を務めると読み取られ、結局ABCが3分の1ずつの法定相続登記をして、3人で売買当事者になってしまいます。清算型遺贈を望むのならば「長男Aに相続をさせた上で、Aは売った対価から譲渡に係る経費として譲渡所得税等をも控除後に、その手取額の各3分の1をB、Cに相続税等の支払に充当できるよう支払う」といった具合に調整しておくべきです。

このあたりは個別事情、マニアックですから、ケースバイケースで表現はアレンジしなければいけません。といった打ち合わせを、あいち事務所とサア始めてみませんか？遺言の効能はまだ奥深いものがあります。貴方に、貴方のご家族に最適な遺言、作成いたしましょう。

共生(ともいき)

私、伊藤直樹には、今年8歳になる外孫（同居中）がいます。可愛いです！彼の自立の為、娘は昨年1年間、**ともいき**という体験をさせました。

岐阜県は中津川の山中にチームで入り、田植え、夏の雑草とり、山の中で案山子（かかし）作り、秋の稲穂収穫、粃の脱穀、もちつき、よもぎ餅づくりを、日帰りで、ボランティアの大学生さんやスタッフと共に、生きる事を学ばせていただく。10名+αの小学校低学年が農業・大自然と一緒に学ぶ。

それが**ともいき**体験でした。笑ったり泣いたり…そして指を怪我したり。ハラハラドキドキでしたが、今回、この「共生」という言葉にこだわりました。

県営名古屋空港といえばFDA。フジドリームエアラインズ、静岡の鈴与グループ・色んな分野の仕事をしている会社の鈴木与平8代目社長。この人の理念が「**共生(ともいき)**」。社員一人ひとりも、まずは一人前の社会人として自立した上で、その力を合わせて社会活動を営む。自立した者が貢献をするという考え方だそうです。

“地参地翔”。おもしろい地産地消ならぬ当て字も使われています。共に生きる。お米も家族。物も人間関係も大切に生き方って大切です。これは、三重TV、カンブリア宮殿のFDA特集番組で観た、私にとっての共生のダブルブッキングです。



あいち事務所ホームページ【HP】刷新！

文責 伊藤紘一郎

みな様こんにちは。父の大反対をおしのけながら、HP刷新に漕ぎ着けた息子の紘一郎です（…大変でした）。私の考えは、アナログからデジタルに完全移行する訳ではなく、双方の良いところを活かすことを目標としました。実は毎月数千人（多い時は1日約300人）のお客様にご訪問いただいていた弊所(旧)HP。テーマは“とにかくシンプル”に。見た目で言うと、文字数が減った分、あいち事務所らしさが消えたと言う（父の）声もあるかと存じますが、8月より《直樹の気持ち》というブログをスタートしますので、そちらでご容赦いただければ幸いです。ご相談やセミナー生配信をHPから申込みできるようになったり、過去の耳よりあいち情報の閲覧、40名弱のスタッフの顔も見れるようになっていきますの、是非一度パソコンから【あいち事務所】ご検索をお願いします。（・・・これから徐々に細部を更新して参ります、HPの良し悪し、忌憚のないご意見お待ちしております。）

☞ケータイからでも是非→→



相続放棄増加中

昨今よく耳にするのが、原野商法や手違いで取得した**負動産**を手放すために相続放棄手続きの準備をしたいというご相談です。まず押さえないポイントは、他の相続人に迷惑をかけることを承知の上である手続きであるということ。つまるところ、お子さまが放棄をすれば、その権利が親の兄弟姉妹（亡くなっていればその子たち）へ移行し、相続を知ってから3ヶ月以内に手続きをしなければならぬこと。そのポイントを知った上で、準備に入る必要があると考えます。

そんなみな様へ、声を大にしていきたいのが『**もう少しマッテ!**』ということ。令和5年4月27日に相続土地国庫帰属制度がスタートし、なかなかその全貌が見えてきませんが、当初長くて1年と言われていた審査期間が過ぎ、みな様が知りたい**負動産**が国庫帰属できるか否かが、もう少しでわかるはず。その制度に関連する詐欺も増加中。細かい話は8月3日にお話ししましょう。心よりお待ちしております。

◎相続放棄		家裁受理件数推移		※過去最多↓	
2019年	2020年	2021年	2022年	2019年	2020年
22万5416	23万4732	25万1994	26万497		
				司法統計より	

相続人は、あなたのネット財産知っていますか？

文責：税理士 一杉顕法

「働く人」不足、顧客整理などなど理由は様々ですが、各金融機関はできるだけ店舗を減らし、ネット取引の推奨を進めています。突然店舗窓口に行っても、ネットで予約をしていないと2~3時間待たされるという銀行も増えています。抗えない波でしょうか。

そこで確認です！

★万が一の時、残された方にネット財産が分かるようになっていませんか？

ネット取引口座が存在するかどうかの確認としては、まずはメール履歴チェックです。振込・残高照会などのお知らせメールで確認できます。

メール履歴をチェックするためには、携帯やパソコンを開かなければなりません。パスワードはわかりますか？指紋認証・顔認証かも？そもそもメールアドレスがいくつかあるかもしれません。

何とかメール履歴が確認でき、ネット取引口座の存在がわかれば基本解約等手続きは難しくないでしょう。

携帯が開きメール履歴が確認できた時は、下記続けて確認してください。

「電子マネー」「クレジットカード」「サブスク」などなど。定期購入・定期契約などストップしないと不要な支払いが続き、いつ間にか支払金額が貯まっているかもしれません。

さらに最近では、「FX」「暗号資産」なども増えています。常に時価が変動しますので、相続の際はできるだけ早期に発見し、早期に手続きすることが必要です。

お願いです！！

- ・相続人がわからないような資産は残さないよう心掛けて下さい。
- ・自分で忘れそうなモノは、気付いた時に解約・退会しておいて下さい。
- ・そしてメールアドレス・ID・パスワードを、相続人のみにわかるよう残しておいて下さい。

余談ですが、ネットバンクはIDパスワードがあれば、本人以外の人間でも振込ができてしまいます。病院施設入院時の支払い対応や相続後急に必要になる葬儀費用の支払いなどに結果役に立っています。もちろん他の相続人からのクレームを受けたら大問題になりますので、その点は重々ご注意ください。

